

YKK株式会社に対する勧告について

令和8年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、YKK株式会社（以下「YKK」という。）に対し、改正前の下請法^(注1)第7条第2項^(注2)の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

| | |
|-------|-----------------|
| 法人番号 | 6010001032696 |
| 名称 | YKK株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都千代田区神田和泉町1番地 |
| 代表者 | 代表取締役 松嶋 耕一 |
| 事業の概要 | ファスニング製品の製造販売等 |
| 資本金 | 119億9240万500円 |

| | |
|---------|--|
| 違反事実の概要 | <p>YKKは、令和5年7月4日から令和7年11月27日までの間、下請事業者21名に対し、ファスニング製品の加工、当該製品に係る製造工程中の検査等を委託したところ、あらかじめ当該21名に対して「下請代金＝発注単価（YKKが設定した1時間当たりの工賃÷作業可能回数）×発注数量」の算定式により下請代金の額を算定する旨説明していたにもかかわらず、当該21名の作業の実態を踏まえた作業可能回数より多い作業可能回数を用いて算定するなどした額を下請代金の額として一方的に定めた。</p> <p>この下請代金の額は、本来支払われるべき対価（当該21名の作業の実態を踏まえた作業可能回数を用いて算定した額）より約9.0パーセントないし約72.5パーセント低いものであった。</p> <p>なお、YKKが定めた下請代金の額の中には、実際の稼働時間を基に算出した1時間当たりの額が富山県の地域別最低賃金の額を下回るものがあつた。</p> <p>YKKは、当該21名と協議の上、令和5年7月4日以降の発注に遡って発注単価を引き上げ、当該21名に対し、計2654万6794円を支払った。</p> |
| 勧告の概要 | <p>今後、中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めないこと等を取締役会の決議により確認すること。等</p> |
| 参照条文 | 改正前の下請法第4条第1項第5号（買ったたきの禁止） |

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第二上席取引適正化検査官 電話 03-3581-5525（直通） |
| ホームページ | https://www.jftc.go.jp/ |

(注1) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和7年法律第41号。以下「改正法」という。)により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正後の取適法」という。)となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

(注2) 「改正前の下請法第7条第2項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項をいう。

※ 本件の製造委託等は、改正法施行前になされたものであり、改正前の下請法の適用を受けることから、本公表文は改正前の下請法上の用語により記載することが適当である場合は改正前の下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には改正後の取適法が適用され、次のように用語が変更される。

| 改正前の下請法 | 改正後の取適法 |
|---------|---------|
| 下請代金 | 製造委託等代金 |
| 親事業者 | 委託事業者 |
| 下請事業者 | 中小受託事業者 |

YKK(株)
(発注者)
(ファスニング製品の製造販売等)



ファスニング
製品の例
(出典：YKK(株))

● 下請取引の内容

自社が販売し又は製造を請け負うファスニング製品の加工、当該製品に係る製造工程中の検査等（本件作業）を委託

● 違反行為の概要（買ったたき）（注1）

【下請事業者による値上げ要請】

下請事業者8名は、発注単価に作業可能回数に乗じた額がYKK工賃（YKK(株)が設定した1時間当たりの工賃）を下回っていたところ、これはYKK(株)が算定に用いる作業可能回数と下請事業者8名における作業可能回数に差異があることに起因していると考えられることなどを理由として、YKK(株)に対し、本件作業のうち49作業について発注単価の引上げを要請。

【YKK(株)による値上げ要請の対応】

YKK(株)は、令和5年7月4日から令和7年11月27日までの間、**本来の発注単価**（YKK工賃÷実態に即した作業可能回数）に発注数量に乗じた額を代金とした場合、自社の製造原価が大幅に増加することなどを踏まえ、**発注単価がYKK(株)の許容範囲内の水準となるように作業可能回数を設定**するなどし、**下請事業者に対して説明を行うことなく、本来の発注単価を下回る発注単価**（以下「**実際の発注単価**」という。）に発注数量乗じた額を**49作業の委託代金として一方的に定めた**。

【YKK(株)が定めた代金の額】

- 49作業の**本来の発注単価**は、令和7年12月24日にYKK(株)が引上げを行った発注単価（※）と同水準と考えられるところ、**実際の発注単価**に発注数量乗じた額は、引上げを行った発注単価に発注数量乗じた額に比べて、**約9.0%から約72.5%低かった**。
- **実際の発注単価**の中には、委託当時の**富山県の地域別最低賃金**を引上げを行った発注単価の前提となる作業可能回数で除した金額を**下回るものがあった**。

※ YKK(株)は、下請事業者と協議の上、令和7年12月24日に、令和5年7月4日以降の発注に遡って49作業の発注単価を引き上げ、下請事業者21名に計2654万6794円を支払済み。

受注者（21名）

公正取引委員会からの勧告の内容

今後、中小受託事業者（注2）の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めないこと等を取締役会の決議により確認すること など

（注1）買ったたきの禁止

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると下請法違反となる（下請法第4条第1項第5号）

（注2）下請法の改正

下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

1 関係法令の概要

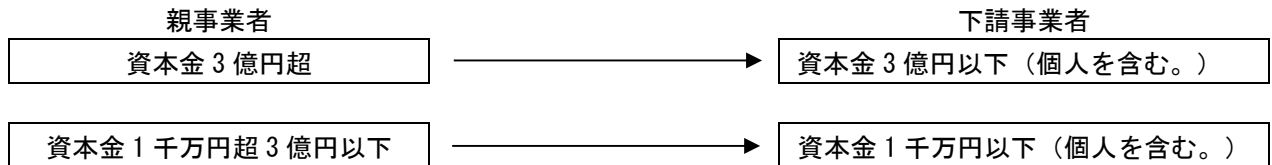
(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

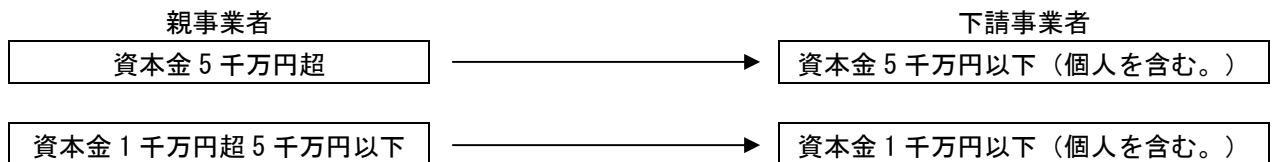
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

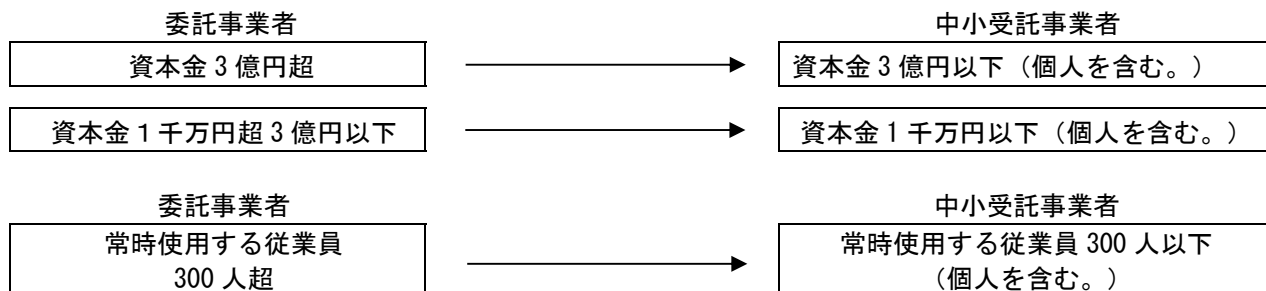
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

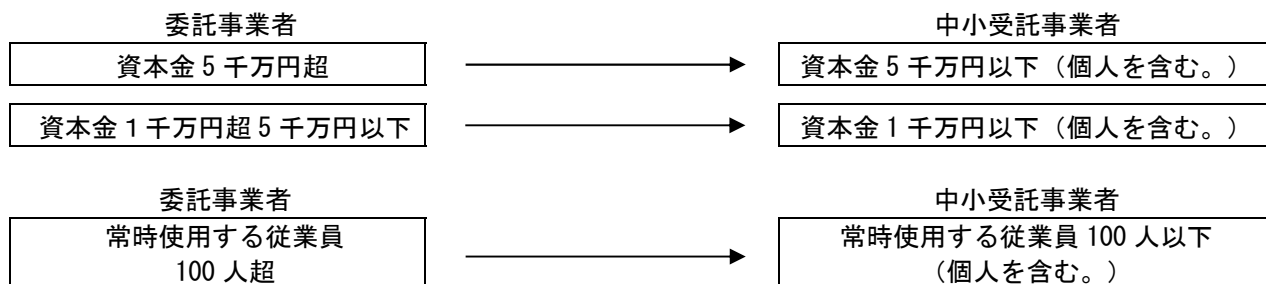
○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9・10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六・七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二～六 （略）

10・11 （略）

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～四 （略）

- 五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

2 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

東京都千代田区神田和泉町1番地

YKK株式会社

同代表者 代表取締役 松嶋 耕一

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶谷 栄治

勸告書

公正取引委員会は、YKK株式会社（以下「YKK」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり勸告する。

主 文

- 1 YKKは、改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の中小受託取引適正化法」という。）を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 下請事業者に対し、ファスニング製品の加工、当該製品に係る製造工程中の検査等を委託する際、事前に当該下請事業者に対して説明した下請代金の額の算定方法を実態に即して運用せず、発注単価がYKKの許容範囲内の水準となるように数値を設定するなど

し、実態に即した対価よりも約9.0パーセントないし約72.5パーセント低い下請代金の額を一方的に定めた行為は、改正前の下請法第4条第1項第5号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めないこと

(2) 令和5年7月4日からこの勧告の日までの間に、別表2の「下請事業者」欄記載の事業者に対して委託したファスニング製品の加工、当該製品に係る製造工程中の検査等について、改正前の下請法第4条第1項第5号又は改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第5号の観点から問題が生じていないか調査を行い、問題が認められた場合には、当該事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること

(3) 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めることがないよう、自社の発注担当者等に対する改正後の中小受託取引適正化法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

2 YKKは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別紙及び別表を除く。）の内容

(2) 前記1に基づいて採った措置

3 YKKは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別紙及び別表を除く。）の内容

(2) 前記1及び2に基づいて採った措置

4 YKKは、前記1から3までに基づいて採った措置を速

やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1(1) YKKは、肩書地に本店を置き、ファスニング製品の製造販売等を行う事業者であるところ、令和5年7月4日から令和7年11月27日までの間に、別表1の「下請事業者」欄記載の事業者21名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売し又は製造を請け負うファスニング製品の加工、当該製品に係る製造工程中の検査等（以下「本件作業」という。）を委託した。

(2) 前記(1)の委託の当時、YKKは、資本金の額が3億円を超える法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人たる事業者であった。

2(1)ア YKKは、遅くとも令和5年2月頃以降、本件下請事業者に対し

(イ) YKKが設定した1時間当たりの工賃（以下「YKK工賃」という。）を1時間に行うことができる本件作業の回数（以下「作業可能回数」という。）で除して得た額（以下「発注単価」という。）に発注数量を乗じる方法により代金の額を算定すること

(ii) 本件下請事業者が所在する富山県の地域別最低賃金の上昇率を参考にしてYKK工賃を引き上げ、同年4月1日以降に受領した製品に係る委託の代金の額に反映すること

を伝えた。

なお、YKKは、令和6年4月以降も、上記(i)と同様の方法によりYKK工賃を引き上げているところ、別紙の「時期」欄記載の時期に受領した製品に係る委託におけるYKK工賃の金額は、別紙の「YKK工賃」欄記載のとおりである。

イ(ア) 本件下請事業者のうち、別表1の番号欄の1、2、4、7、11、12、13及び16の事業者8名（以下「8名」という。）は、8名における作業可能回数を発注単価に乗じて得た額がYKK工賃を下回っていたところ、これはYKKが発注単価の算定に用いる作業可能回数と8名における作業可能回数に差異があることに起因していると考えられることなどを理由として、令和5年6月14日から同年7月3日までの間に、YKKに対し、本件作業のうち49作業（以下「49作業」という。）につい

て発注単価の引上げを要請した。

(イ) この要請を受けて、YKKは、49作業について、自社の従業員が本件作業を行い作業可能回数を計測したり、8名のうち一部の事業者の協力を得て作業可能回数を計測したりするなどし、実態に即した作業可能回数の把握を進めるなどした。

(2)ア しかしながら、YKKは、令和5年7月4日から令和7年11月27日までの間、YKK工賃を実態に即した作業可能回数で除して求めた発注単価（以下「本来の発注単価」という。）に発注数量を乗じて得た額を代金の額として定めた場合は自社の製造原価が大幅に増加することなどを踏まえ、発注単価がYKKの許容範囲内の水準となるように作業可能回数を設定するなどし、本件下請事業者に対して説明を行うことなく、本来の発注単価を下回る発注単価（以下「実際の発注単価」という。）に発注数量を乗じて得た額を49作業の委託に係る代金の額として一方的に定めた。

イ 49作業の本来の発注単価は、後記3の引上げ後の発注単価と同水準であると考えられるところ、実際の発注単価に発注数量を乗じて得た額は、当該引上げ後の発注単価に当該発注数量を乗じて得た額に比べて、約9.0パーセントないし約72.5パーセント低いものであった。

なお、実際の発注単価の中には、委託当時の富山県の地域別最低賃金を後記3の引上げ後の発注単価の前提となる作業可能回数で除した金額を下回るものがあつた。

3 YKKは、本件下請事業者と協議の上、令和7年12月1日以降に受領する本件作業の発注単価を定めるとともに、同月24日、令和5年7月4日以降の発注に遡って49作業の発注単価を引き上げ、引上げ後の発注単価を用いて算定した代金の額と既に支払済みの代金の額との差額として、本件下請事業者に対し、別表1の「支払った額」欄記載の計2654万6794円を支払っており、これは同日以降の発注に遡って49作業の委託に係る代金の額を引き上げたものと認められる。

4 本件下請事業者を含む別表2の「下請事業者」欄記載の事業者32名は個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人たる事業者であるところ、YKKは、令和5年7月4日以降、当該事業者に対して本件作業のうち49作業以外の作業を委託するとともに、その代金の額について前記2(1)ア(イ)及び(ロ)のとおり伝えた。

第2 法令の適用

前記事実によれば、YKKは、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第7項第1号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第1号に規定する下請事業者に該当するところ、YKKの前記第1の2の行為は、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めたものであり、改正前の下請法第4条第1項第5号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、YKKに対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別紙及び別表については添付省略】